

# 岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、美流渡コミュニティセンター使用料の改定など所要の規定の整備を行う。

## 第2 改正の内容

- (1) 美流渡コミュニティセンターの使用料を改定
- (2) 上記使用料に係る暖房料算出の端数処理方法の明記

## 第3 施行期日

令和8年10月1日

岩見沢市条例第52号

岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第16条関係）

室区分	使用料（1回につき）				暖房料	備考
	午前	午後	夜間	深夜		
老人・婦人室1	300円	300円	450円	760円	使用料の3割	
老人・婦人室2	300円	300円	450円	760円	"	
老人・婦人室3	300円	300円	450円	760円	"	
会議室1	300円	300円	450円	760円	"	
会議室2	610円	610円	930円	1,720円	"	
会議室3	300円	300円	450円	760円	"	
調理室	300円	300円	450円	760円	"	
大広間	1,870円	1,870円	2,190円	4,390円	"	ステージを含む。

集会室	760円	760円	1,240円	2,340円	〃	
和室1号	300円	300円	450円	760円	〃	
和室2号	300円	300円	450円	760円	〃	
全室	5,640円	5,640円	7,960円	14,530円	〃	

## 備考

### 1 時間区分

ア 午前は、午前8時30分から午後0時30分まで、午後は、午後1時から午後5時までとする。

イ 夜間は、午後5時から午後10時までとする。

ウ 1日は、午前8時30分から午後10時までとする。

エ 深夜は、午後10時から翌日の午前8時30分までとする。

2 暖房料は、11月1日から翌年4月末日までの期間にセンターを使用した場合に徴収することができる。

3 別表及び前項の規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

4 臨時電灯又は電力の使用料金等、通常の使用以外に特に要した費用は、実費を徴収する。

5 入場料を徴収する場合及び賞利を目的とする催物又はこれに類するもの並びに冠婚葬祭の使用については、上記金額の10割の額を加算する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。